

P12 便所等の基準に係る見直し検討

(成果報告：事業2年目版)

事業主体者：いであ株式会社

共同研究者：国立研究開発法人 建築研究所

調査の背景

現行の建築基準法、同施行令では、便所に係る構造として、「**くみ取便所**」、「**改良便槽**」、「**屎尿浄化槽**」、「**合併処理浄化槽**」が規定されているが、次のような課題がある。

「くみ取便所」：従来は想定していなかった「**バイオ便所**」が「**汚水を排出せず一定期間ごとに「おが屑」等を廃棄する**」ため、多くの特定行政庁においては、くみ取便所として取り扱われている。また、いわゆる水洗くみ取便所も設置されており、貯留した汚水を処理し、処理水として循環させている循環型便所も含めて、くみ取便所として取り扱われている。

「改良便槽」：**改良便槽は、屎尿を腐熟、安定化させた上で農業利用することを想定して設計・設置された経緯から、その様な社会的ニーズの少ない現代においては、設置実績は少ない**と考えられる。

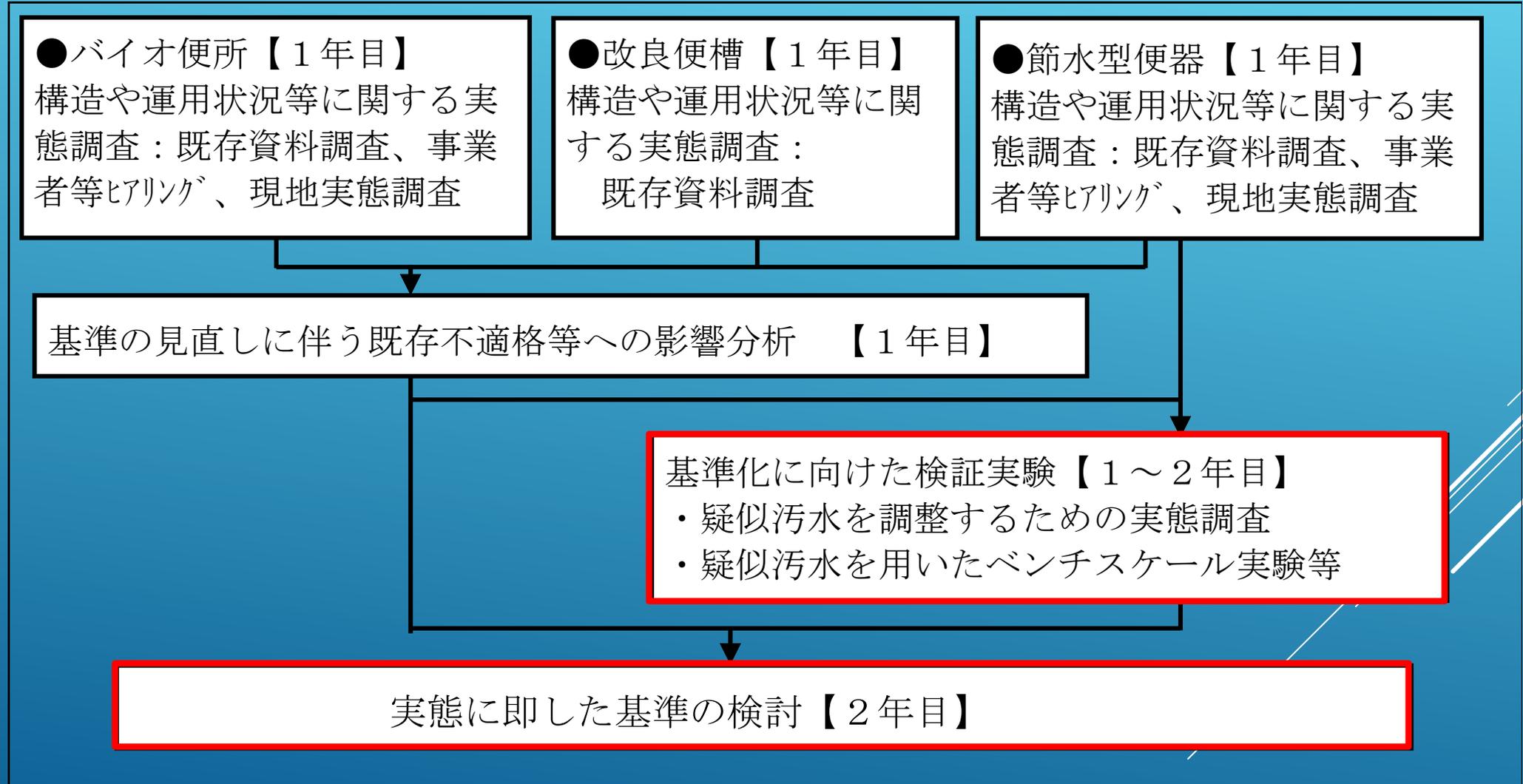
「浄化槽」：かつての水洗便器は1回あたり13～20 Lの水を用いたが、現在の節水型・超節水型便器では3.8～5 L程度と約1/3の水量のものが普及してきている。この場合、浄化槽に流入する汚水濃度は最大3倍となり、浄化槽の滞留時間は3倍となる。この点が浄化槽の機能、特に処理水水質に影響を及ぼすことが懸念される。

調査の目的

①既存資料・文献調査、②事業者等ヒアリング、③現地実態調査による検討を行い、便所の設置等の現状を把握し、実態に即した基準の検討を行った。また、節水型便器の浄化槽への影響の検討においては、更にベンチスケールの実験用浄化槽で④パイロット検証実験を行うことで、浄化槽の処理性についての検討を行う。さらに、学識経験者等からなる検討委員会を設置、開催し、その指導・助言を踏まえて検討を進めた。本調査は、これら検討結果から建築基準法の見直し案について整理することを目的とした。

調査内容	①既存資料 ・文献調査	②事業者等 ヒアリング	③現地実態 調査	④検証実験
バイオ便所	○	○	○	—
改良便槽	○	—	—	—
節水型便器	○	○	○	○

調査のフロー



調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

1. 疑似汚水を調整するための実態調査

平膜を用いた原水濃度の調整

節水器具を用い浄化槽に流入する汚水が計画負荷程度まで高濃度となった場合の処理性能を評価するためには、汚水原水を濃縮する必要がある。

そこで平膜を用いて原水を濃縮する調整方法について、検討を行った。



平膜カートリッジ
有効膜面積：0.8 m²
濃縮時のフラックス
0.45～2.5m/d



真空ポンプ

試料	説明
原水	節水器具により節水化された系における単独処理浄化槽の汚水原水 (BOD : 537 mg/L)
2、4、6倍希釈	原水をそれぞれ、2、4、6倍に水で薄めたもの
2、4、6倍希釈後・2、4、6倍濃縮 (平膜を用いて濃縮)	2、4、6倍希釈試料を、それぞれ、平膜を用いて、2、4、6倍に濃縮したもの (2倍希釈は2倍濃縮、4倍希釈は4倍濃縮、6倍濃縮は6倍濃縮)
2、4、6倍希釈後・2、4、6倍濃縮 + 調整剤 (平膜を用いて濃縮+BOD以外の調整)	2、4、6倍希釈後・2、4、6倍濃縮試料について、T-NおよびT-Pについて、元の原水濃度となるように、調整剤(※)を加えたもの
2、4、6倍希釈 + 調整剤 (平膜を用いずに調整剤のみで調整 (BOD、T-N、T-P、SSの調整))	2、4、6倍希釈試料について、平膜を用いずに、BOD、T-N、T-PおよびSSが、元の原水濃度となるように、調整剤(※)を加えたもの

<測定項目>

pH、BOD、COD、TOC、SS、全窒素 (T-N)、全リン (T-P)、硝酸態窒素 (NO₃-N)、亜硝酸態窒素 (NO₂-N)、アンモニア態窒素 (NH₄-N)、塩化物イオン、タンパク質、炭水化物、酸素消費量 (クーロメーター)、溶解性BOD、溶解性COD、溶解性TOC

※調整材：メタノール (BOD)、尿素 (T-N)、リン酸第二水素カリウム (T-P) およびトイレットペーパー (SS)

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

1. 疑似汚水を調整するための実態調査

検討結果

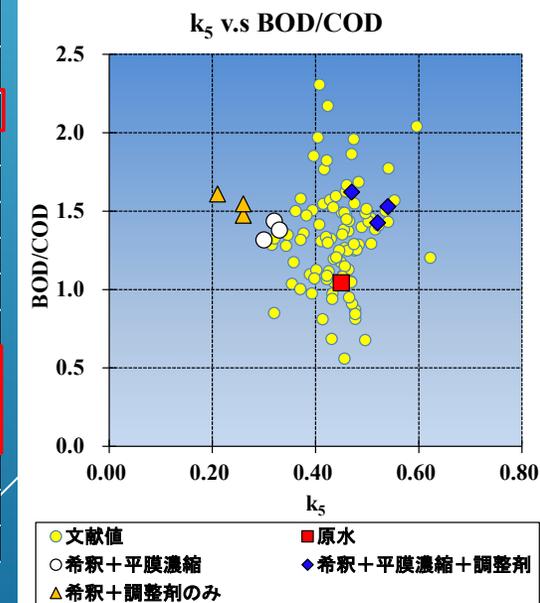
原水→希釈(2,4,6倍)→再濃縮：概ね元の原水濃度に調整可能
(BOD：537mg/L→536～546mg/L)

原水→希釈(2,4,6倍)→再濃縮+調整材：概ね元の原水濃度に調整可能
(T-N,T-P,SS)

酸化反応速度定数 (k_5 (1/day))：原水 (0.45)、再濃縮 (0.47～0.54)

浄化槽（実現場）
汚水原水調査結果の範囲
0.31～0.62
(平均：0.44 (1/day))

対象	BOD	COD	T-N	T-P	SS	酸化反応速度定数 k_5
原水	537.0	515.0	373.7	44.2	805	0.45
2倍希釈	325.2	250.4	197.4	18.2	340	0.32
4倍希釈	140.7	129.6	95.1	9.2	208	0.29
6倍希釈	120.6	97.3	60.7	7.0	145	0.27
2倍希釈後・2倍濃縮	536.0	407.2	193.4	29.0	625	0.30
4倍希釈後・4倍濃縮	546.0	380.2	136.0	20.4	740	0.32
4倍希釈後・6倍濃縮	542.0	392.9	108.0	19.6	805	0.33
2倍希釈後・2倍濃縮+調整剤	687.0	423.7	312.0	42.0	860	0.47
4倍希釈後・4倍濃縮+調整剤	566.0	396.9	390.0	56.5	765	0.52
6倍希釈後・6倍濃縮+調整剤	630.0	411.8	459.9	51.4	755	0.54
2倍希釈後+調整剤	730.5	495.5	480.3	47.2	665	0.26
4倍希釈後+調整剤	667.2	431.3	494.4	50.3	610	0.26
6倍希釈後+調整剤	742.5	461.2	488.1	47.3	595	0.21



調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験

原水濃度の設定：処理対象人員50人以下の場合を想定し以下のケースについて検討

処理方式：昭和55年 建設省告示第1292号 構造方法 第1に規定される合併処理浄化槽（分離接触ばっ気方式）
（流入汚水量の基準は、BOD 200 mg/L、Q：15L/日、処理水質 BOD 20mg/L、pH 5.8～8.6とした）

RUN 1（一般家庭：通常の合併処理排水を流入原水とした条件）
RUN 2（公衆便所の単独処理排水を流入原水とした条件）
RUN 3（駐車場等の便所の単独処理排水を流入原水とした条件）

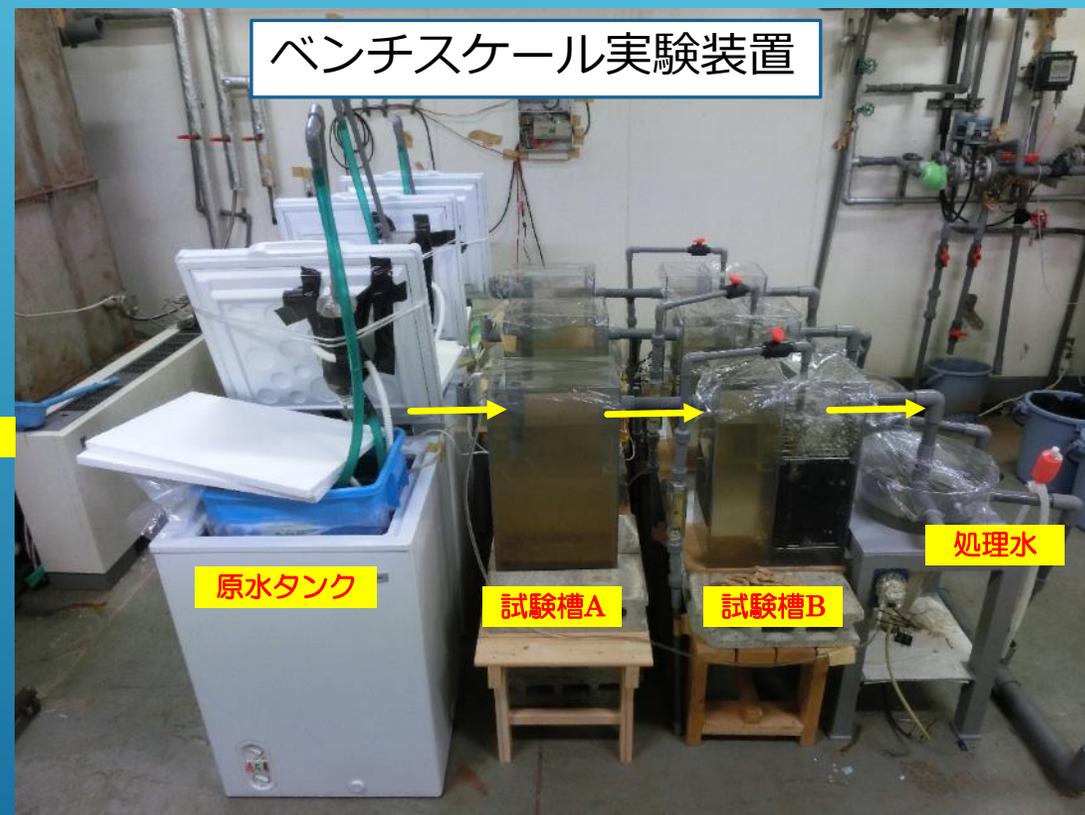
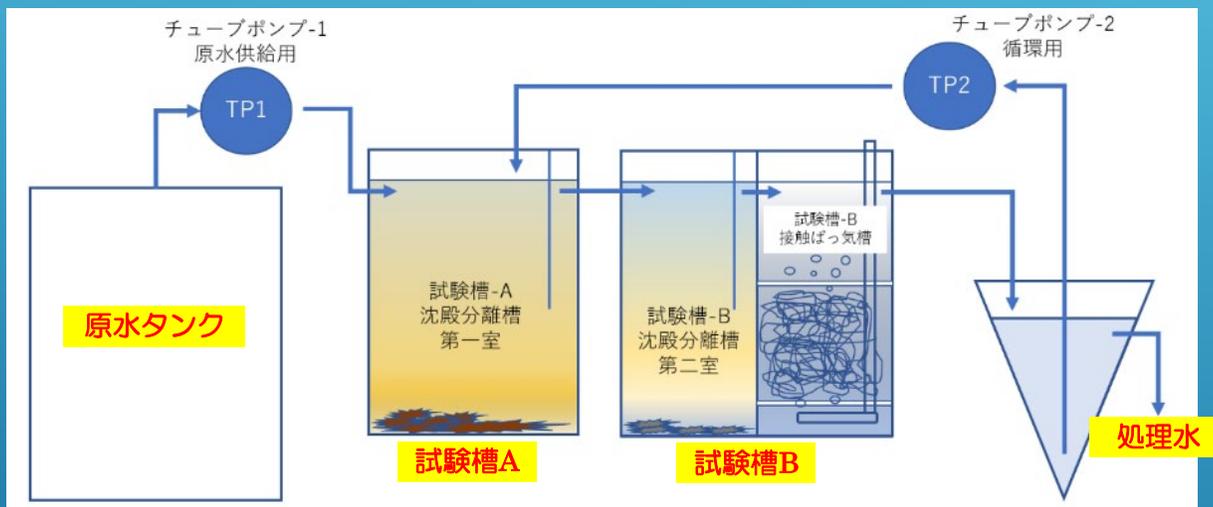
	便器の 洗浄水量 (L)	計画負荷			
		汚水量 (L/人・日)	BOD量 (g/人・日)	BOD濃度 (mg/L)	流入量(※) (L/日)
RUN 1-1 一般家庭	13	200	40	200	15.0
RUN 1-2 一般家庭（節水化）	3.8	165	40	243	12.4
RUN 2-1 公衆便所	13	150	39	260	11.3
RUN 2-2 公衆便所（節水化）	6	69	39	563	5.2
RUN 3-1 駐車場等	13	50	13	260	3.8
RUN 3-2 駐車場等（節水化）	6	23	13	563	1.7

※ベンチスケール装置への流入量

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験

実験装置：設定条件を満たす実験装置（容量55.48L）を製作
（11人槽からスケールダウン）



	沈殿分離槽 第一室	沈殿分離槽 第二室	接触 ばっ気槽	沈殿槽	日平均汚水量
11人槽 必要容量 (m ³)	3.5	1.75	2.16	0.74	2.2 m ³ /日
装置試験槽 必要容量 (L)	23.86	11.93	14.73	5.05	15L/日
装置試験槽 実容量 (L)	23.84	11.92	14.72	5.00	15L/日

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験

実験の手順



移送



採水
COD測定

CODから
BODの濃縮
倍率を算定

原水の
濃度調整

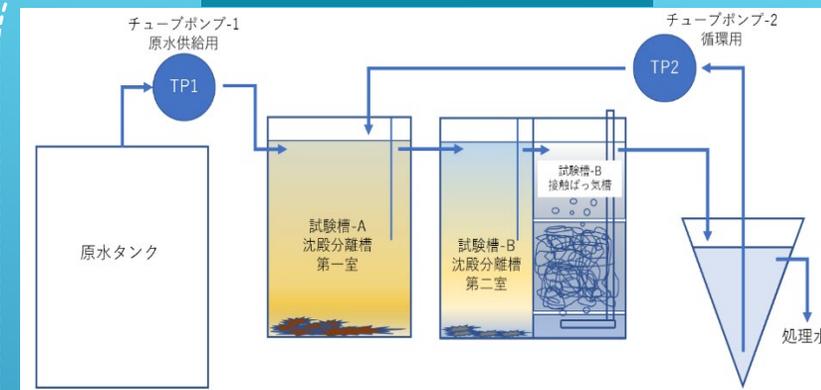


平膜による濃縮

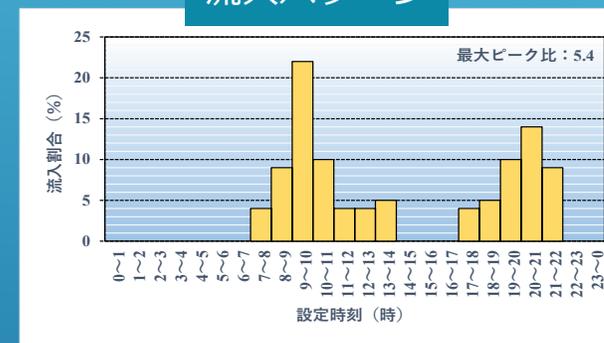
実験の条件

- 水量（流入水,処理水,循環水）、水温（原水タンク,試験槽A,B）、pH・DO（試験槽A,B）、ばっ気量、T-N,T-P,SSの調整（必要に応じて）
- 循環量：4Q（=60L/日）
- 水質分析（pH,BOD,COD,T-N、NH₄-N、NO₂-N、NO₃-N、T-P、PO₄-P、SS、Cl、TOC、タンパク質、炭水化物）
- 実験期間（馴養：2~4週、本試験：7~8週）

ベンチスケール実験装置



流入パターン



1週間ごとに

- ①原水の採水
- ②処理水の採水
- ③槽内のDO,pH,水温測定

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

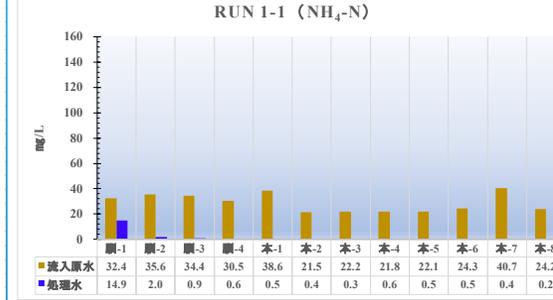
2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験 実験の結果：節水化前

BOD

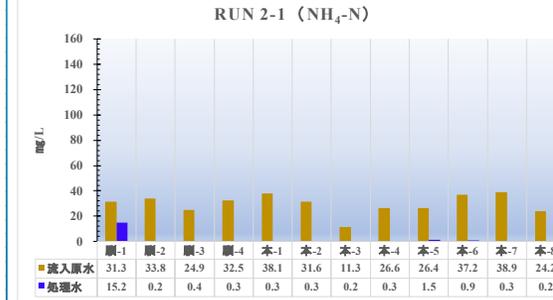
pH

NH₄-N

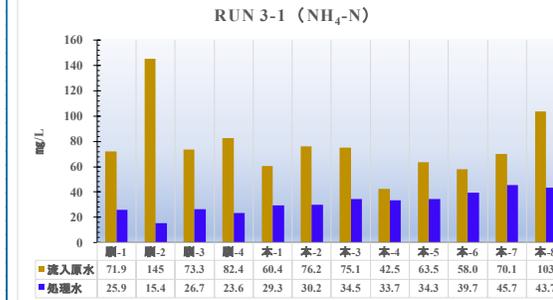
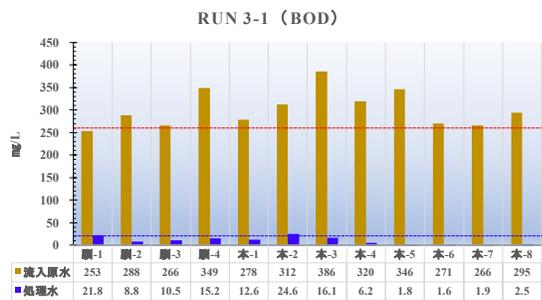
RUN1
一般家庭



RUN 2
公衆便所



RUN 3
駐車場等



BOD：処理水20mg/L未満
除去率90%以上
pH：RUN 3の処理水が低下傾向
本試験-4~8週で5.8未満
アンモニア：RUN 3の処理水に残存



BOD：処理水質を担保
pH：アンモニア濃度が高く
硝化細菌による酸化に伴い低下

除去率：90%以上

RUN 3：処理水が低下傾向

RUN 3：処理水に残存

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

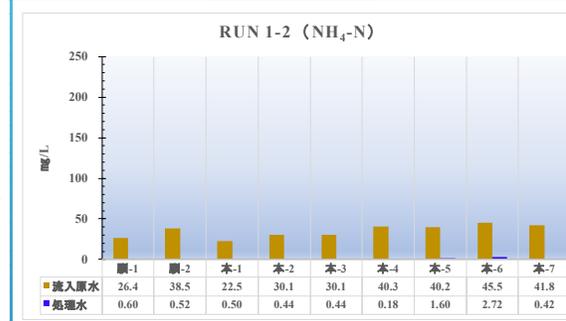
2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験 実験の結果：節水化後

BOD

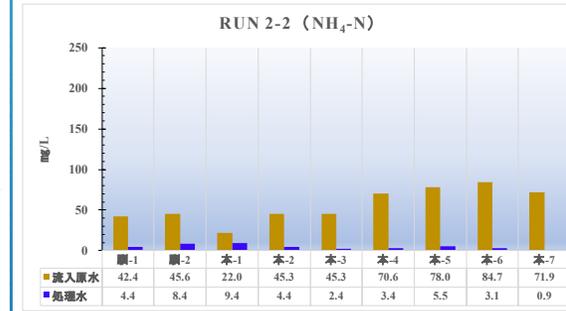
pH

NH₄-N

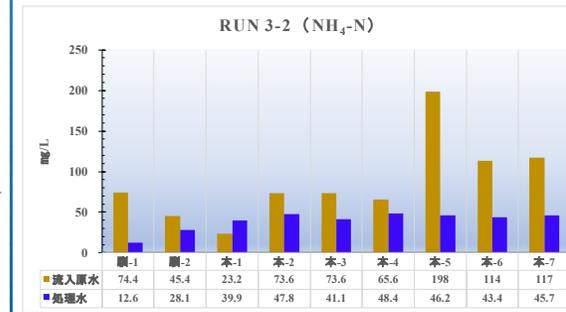
RUN1
一般家庭



RUN 2
公衆便所



RUN 3
駐車場等



除去率：90%以上

RUN 2, 3：処理水が低下

RUN 3：処理水に残存

BOD：処理水20mg/L未満
除去率90%以上
pH：処理水が低下
一部の期間で5.8未満
アンモニア：RUN 3の処理水に残存

BOD：処理水質を担保
pH：アンモニア濃度が高く
硝化細菌による酸化に伴い低下

調査内容 ⑤基準化に向けた検証実験

2. 疑似汚水を用いたベンチスケール実験

結論

RUN 1（一般家庭：通常の合併処理排水を流入原水とした条件）

RUN 2（公衆便所の単独処理排水を流入原水とした条件）

RUN 3（駐車場等の便所の単独処理排水を流入原水とした条件）

それぞれの系統において、便器の節水化前後の条件において実験を行った。

いずれの系においても節水化により高濃度の汚水が流入した場合であっても、浄化槽の処理水質基準であるBOD濃度20 mg/L以下、および、除去率90%以上を満足した。

単独処理浄化槽と同様に主としてし尿系の汚水が流入する用途で節水化を想定したケース（RUN 2：公衆便所および、RUN 3：駐車場等）では、流入する有機物負荷に対して窒素負荷の割合が高く、高濃度となることにより、窒素の硝化に伴うpHの低下、アンモニア態窒素等の残存が確認された。

高濃度汚水による流入負荷が想定される場合は、アルカリ剤添加によるpH調整、炭素源添加による脱窒促進等、適切な運用管理上の対応が必要であると考えられた。

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

1. バイオ便所

本事業の調査結果より

バイオ便所は、くみ取便所に該当するものとして取り扱うのが妥当と考えられる。これらは、水を使用せず、尿尿を、おが屑などの担体と一緒に便槽内に貯留する構造（＝固形物として尿尿を貯留する構造）となっており、また、カテゴリーとしては、「水洗便器を用いなくみ取便所」に相当する。したがって、現行の法規定においては、建築基準法（以下「法」という）第36条の規定により、以下の法令告示が適用される

<建築基準法施行令>

第28条：便所の採光及び換気

第29条：くみ取便所の構造

第34条：便所と井戸との距離

<建設省告示>

平成12年建設省告示第1386号：くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

→ 技術基準についての検討

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

1. バイオ便所

〈建築基準法施行令〉

第28条：便所の採光及び換気

便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなければならない。
ただし、水洗便所で、これに代わる設備をした場合においては、この限りでない。

バイオ便所は、実態調査結果によると、便槽内の臭気は、便槽に接続された排気管を通して屋外に自然排気あるいは中間ファン等により排気される構造となっているが、これは、便室内の空気を換気することを目的とするものではないので、便室の換気は別途考慮する必要があると考えられる。一方、バイオ便所は、従来のくみ取便所に比べて、便室および便槽内の臭気が悪化する構造ではないことから、便室の換気については、直接外気に接する窓の設置で十分と考えられる。

同時に、**令28条の規定に特段追加する事項もないと推察され、本規定の改定は不要と考えらえる。**

バイオ便所の構造



調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

1. バイオ便所

〈建築基準法施行令〉

第29条：くみ取便所の構造

くみ取便所の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- 一 尿尿に接する部分から漏水しないものであること。
- 二 尿尿の臭気（便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。）が、建築物の他の部分（便所の床下を除く。）又は屋外に漏れないものであること。
- 三 便槽に、雨水、土砂等が流入しないものであること。

バイオ便所は、尿尿を固形物として貯留する構造の便槽が想定されている。その固形物は、おが屑などを担体として尿尿をコンポスト化するものであり、また、一定期間毎に当該コンポスト等固形物の取り出し、担体の入れ替えを想定しているため、その「取り出し口」が必要である。この件に関しては、平成12年告示第1386号における「くみ取口」の解釈変更でも差し支えないが、この告示を改正し、文言を追記することも考えられる（告示第1386号の改正案については、後述）。



調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

1. バイオ便所

<建築基準法施行令>

第34条：便所と井戸との距離

くみ取便所の便槽は、井戸から5m以上離して設けなければならない。ただし、地盤面下3m以上埋設した閉鎖井戸で、その導水管が外管を有せず、かつ、不浸透質で造られている場合又はその導水管が内径25cm以下の外管を有し、かつ、導水管及び外管が共に不浸透質で造られている場合においては、1.8m以上とすることができる。

令第34条の規定は、くみ取便所の便槽と井戸との離隔距離の規定である。前述の通り、バイオ便所が、令第29条のくみ取便所に相当するものとした場合にも適用される。令第33条の規定により満水試験が義務付けられる改良便槽として設置された便所については、本規定については既存不適格となるため、留意が必要である。このため、**令第33条の漏水検査に適合するものについては、適用除外とするのが適当である。**

また現在、新設されるくみ取便所は、成形品のFRP製くみ取り槽を埋設する構造のものばかりであり、くみ取便所関連の規定が整備された昭和20年台に想定された構造を用いるものは市場から姿を消しており、現時点においては、通常のかみ取便所の便槽も含めて、**漏水検査によって汚物拡散防止を期待できるものとなっている。**以上を考慮すると、本規定の改正案は次の通りである。

改正案

くみ取便所の便槽 **(満水して24時間以上漏水しないことを確かめた便槽を除く)** は、
(以下省略)

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

1. バイオ便所

<建設省告示>

平成12年建設省告示第1386号：くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

本告示は、くみ取便所および改良便槽に関する基準であるため、次節の「(2) 改良便槽」で述べる。

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

2. 改良便槽

改良便槽は、令第30条第二項において、条例に基づき設置を義務付けることが出来ることが規定されているほか、令第31条、第33条および平成12年告示第1386号において、構造基準が規定されている。

<建築基準法施行令>

第30条：特殊建築物及び特定区域の便所の構造

第31条：改良便槽

第33条：漏水検査

<建設省告示>

平成12年建設省告示第1386号：くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

→ 技術基準についての検討

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

2. 改良便槽

<建築基準法施行令>

第30条：特殊建築物及び特定区域の便所の構造

2 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内的の建築物のくみ取便所の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができる」と認められる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

改良便槽は、本事業の実態調査の範囲においては、過去5年間における設置実績が認められず、また、令第30条第二項における「必要に応じ条例で、学校等のくみ取便所の便槽を改良便槽にすることを規定できる」ことの規定について適用事例を調査した結果から、当該条例を設けた自治体においては、過去の設置事例もなく、令第30条を削除した場合においても何ら影響を想定出来ないとの回答を得たことにより、**削除しても差し支えない**と考えられる。

改正案

削除

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

2. 改良便槽

<建築基準法施行令>

第31条：改良便槽

改良便槽は、次に定める構造としなければならない。

- 一 便槽は、貯留槽及びくみ取槽を組み合わせた構造とすること。
- 二 便槽の天井、底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しないものとする。
- 三 貯留槽は、2槽以上に区分し、汚水を貯留する部分の深さは80cm以上とし、その容積は0.75m³以上で、かつ、100日以上（国土通大臣が定めるところにより汚水の温度の低下を防止するための措置が講じられたものあつては、その容積は0.6m³以上で、かつ、80日以上）貯留できるようにすること。
- 四 貯留槽には、掃除するために必要な大きさの穴を設け、かつ、これに密閉することができるふたを設けること。
- 五 小便器からの污水管は、その先端を貯留槽の汚水面下40cm以上の深さに差し入れること。

改良便槽は、その歴史的役目を終え、設置実績も新規の設置予定も想定出来ないことから、**本規定は削除することが適当**である。第二号では、「便槽の天井、底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しないものとする。」としているが、この規定は、防水性・耐水性のない材料・工法が市場に流通していたこと、コンクリート製の槽+防水モルタル等についても、入念に施工しないと漏水が多かったことを背景とするものである。

現在、新設されるくみ取便所（改良便槽を含む）は、基本的にFRP製の槽、金属製のケーシング（バイオ便所）を用いており、令第34条の規定に基づく漏水試験によって性能を担保することが期待できるので、**令第34条に、「満水して24時間以上漏水しないことを確かめた便槽を除く」を追記する（=既設の改良便槽は除く）のが適当**である。

改正案

削除

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

2. 改良便槽

<建築基準法施行令>

第34条：漏水検査

第31条の改良便槽並びに前条の尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

令第33条は、改良便槽、尿尿浄化槽および合併処理浄化槽について槽内の汚物が周辺に漏洩し、井戸等に混入し衛生的な問題とならないように設けられた規定である。

前述の通り、令第31条を削除した場合、「令第31条の改良便槽」の記述も削除する必要がある。

改正案

~~「第31条の改良便槽並びに~~前条の尿尿浄化槽及び合併浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。」

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

2. 改良便槽

〈建設省告示〉

改正案

改良便槽に関する記述を削除（赤字）

平成12年建設省告示第1386号：くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条及び第30条第1項並びに第31条第3号の規定に基づき、くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を次のように定める。

くみ取便所並びに特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法並びに改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準を定める件

第一 くみ取便所の構造方法は、次に定める構造とすることとする（但し、便槽に屎尿等を固形物として貯留する構造を持つ場合は、くみ取口を取り出し口と読み替える）。

- 一 便器から便槽まで連絡する管及び便槽（便槽の上部が開放されている場合においては、その上口の周囲を含む。）は、耐水材料で造り、浸透質の耐水材料で造る場合においては、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じて漏水しない構造とすること。
- 二 便所の床下は、耐水材料で他の部分と区画すること。ただし、便器から便槽まで連絡する管及び便槽に開口部（便器の開口部並びに便槽のくみ取口及び点検口を除く。）がない場合にあつては、この限りでない。
- 三 くみ取口は、次のイ又は口のいずれかに定める構造とすること。
 - イ くみ取口の下端を地盤面上十センチメートル以上とし、かつ、これに密閉することができるふたを取り付けること。
 - ロ 密閉することができる耐水材料で造られたふたを取り付けること。

第二 特殊建築物及び特定区域の便所の構造方法は、次に定める構造とすることとする。

- 一 不浸透質の便器を設けること。
- 二 小便器から便槽まで不浸透質の污水管で連絡すること。
- 三 水洗便所以外の大便所の窓その他換気のための開口部には、八工を防ぐための網を張ること。

~~第三 改良便槽内の汚水の温度の低下を防止するための措置の基準は、次の各号のいずれかに定めるものとする。~~

- ~~一 槽の周りを断熱材で覆うこと。~~
- ~~二 槽に保温のための装置を設けること。~~

バイオ便所の「取り出し口」を、本告示の「くみ取口」の一形態であると解釈することも可能であるが、青字で示した文言を追記することも検討することが適当

調査内容 ⑥実態に即した基準の検討

3. 節水器具を用いた場合における浄化槽の技術基準への影響

節水器具の使用によって、汚水原水が計画負荷相当まで高濃度化された場合に、接続された浄化槽の技術基準に影響があるかどうかを、前述のベンチスケール試験により確認した。その結果、節水化された系について、3系統（①一般家庭、②公衆便所、③駐車場等の流入負荷を想定して負荷を設定）いずれも、処理水質基準であるBOD 20 mg/L以下、除去率90%以上を満足しており、特段の対応なしに処理水質が担保出来る結果であった。一方、アンモニアの硝化に伴う処理水のpH低下、アンモニア態窒素等の残留が認められる系も確認されたが、アルカリ剤添加によるpH調整、炭素源添加による脱窒促進等、運用管理で対応が可能であると考えられた。

従って、本検討の結果からは、浄化槽の技術基準の見直しは不要であると推察された。

一方、浄化槽に流入する原水が、節水等によって高濃度化し、かつ、相対的に窒素濃度が高い場合は、上記のように、硝化によるpH低下、窒素が高濃度で残存する、などの影響が想定されることから、浄化槽を運用する場面において適切な維持管理上の対応を行うべきと考えられる。

まとめ

基準の見直しについて

① バイオ便所

- ・ 令第28条（便所の採光及び換気）：特段の技術的要求は不要
- ・ 令第29条（くみ取便所の構造）：特段の技術的要求は不要
- ・ 令第34条（井戸と便所との距離）：「満水して24時間以上漏水しないことを確かめた便槽」は井戸との離隔距離を要求しないことを追記
- ・ 告示第1386号：バイオ便所の「取り出し口」が告示の「くみ取口」に該当するものと解釈することも可能であるが、バイオ便所が想定される場合、「くみ取口」を「取り出し口」と読み替えた改正案を提案

② 改良便槽

- ・ 令第30条第二項：削除
- ・ 令第31条：改良便槽：削除
- ・ 令第33条（漏水検査）：改良便槽に関する記述を削除
- ・ 告示第1386号：改良便槽に関する記述を削除

③ 節水器具を用いた場合における浄化槽の技術基準への影響

- ・ 浄化槽の技術基準：見直しの必要性なし
(一定の条件下では、pH調整、脱窒による窒素除去等、適切な運用管理上の対応が必要)